



2020年4月14日

AGS 税理士法人
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥
米国公認会計士 トーマスナイリン

香港の移転価格文書化規定について

香港では、2018年7月13日に発行された Amendment Ordinance 2018 に基づき移転価格文書化要件が規定されたことで、2018年4月1日以降開始する事業年度より、一定規模を超える香港法人は移転価格文書の作成が義務付けられることとなりました。

1. 開始時期及び作成期限

新たな規定を含む香港の移転価格税制は2018年4月1日以降開始する事業年度より適用が開始され、免除規定を満たさない限り、香港法人は移転価格文書の作成が義務付けられました。移転価格文書については香港法人の事業年度終了日から9カ月以内の作成が求められています¹（例：香港法人の事業年度終了日が2020年3月末の場合は、2020年12月末までに作成）。なお、移転価格文書の提出は法人税申告書提出期限までに提出の必要はありませんが、香港税務当局から提出要求があれば通知された期間内に提出する必要があります。

2. 移転価格文書の範囲

香港の移転価格文書化規定は、概ね BEPS 行動計画 13 に規定されるマスターファイル及びローカルファイルに準拠した内容となっており、作成すべき移転価格文書はマスターファイル(“MF”)及びローカルファイル(“LF”)になります。移転価格文書の作成言語は英語又は中国語のいずれかが認められています。

3. 対象となる法人及び取引

国外関連取引がある香港の現地法人が対象となりますが、以下のいずれかに該当した場合には MF 及び LF の作成義務が免除されます。

(事業規模による免除要件：以下の3つの基準の内2つに該当する場合)

- ・ 年間収入 HK\$400,000,000 (約 56 億円) 以下
- ・ 総資産 HK\$300,000,000 (約 42 億円) 以下
- ・ 従業員数 100 人以下

¹ Section 58C(2)(a) of Amendment Ordinance 2018

(関連者間取引金額による免除要件：以下の全ての関連者取引金額に該当する場合)

- ・ 有形資産取引 HK\$220,000,000 (約 30 億円) 以下
- ・ 金融資産取引 HK\$110,000,000 (約 15 億円) 以下
- ・ 無形資産取引 HK\$110,000,000 (約 15 億円) 以下
- ・ サービス取引 HK\$44,000,000 (約 6 億円) 以下

4. ペナルティ

香港税務当局から移転価格文書である MF 及び LF の提出要求で通知された期限内に提出できない場合には、HK\$50,000 (約 70 万円) のペナルティが課されます²。

以上

(問い合わせ)

渡辺清弥 : k.watanabe@agsc.co.jp

トーマスナイリン : thomas@agsc.co.jp

² Section 54 of Departmental Interpretation and Practice Note (“DIPN”) No 58